

広報広聴課長 様

総合政策課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県県民文化会館及び周辺県有地の活用に係る検討会議		
事務局（担当課）	企画振興部政策企画局総合政策課政策企画グループ （担当）河内 大樹 （内線）3239		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）愛媛県県民文化会館及び周辺県有地の活用に係る検討会議開催要綱		
設 置 年 月 日	令和 7 年 7 月 16 日		
審議、意見聴取等の内容	愛媛県の持続的な発展を見据えた M I C E 関連施設の整備に向けて、県民文化会館及び周辺県有地の活用の方向性等に係る意見を聴取する。なお、事前に各委員に部分公開について意見聴取し、下記理由の通り承認を得た。		
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和 7 年 7 月 18 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☐ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
県文南側県有地活用推進事業において、検討過程にある審議内容	県文南側県有地活用推進事業において、検討過程にある未確定の公募条件に関する内容であり、公開することで、本事業への参入を検討している民間事業者に誤解や憶測を生じさせ、適正な公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるため。	(1)-6	
摘 要			
	報 告 日	年 月 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。